

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月2日
【会社名】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 若林 辰雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループ グループマネージャー 菅野 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループ グループマネージャー 菅野 淳
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 米ドル建社債 5,000万米ドル(邦貨換算額50億6,900万円)(予定)
	三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 豪ドル建社債 5,000万豪ドル(邦貨換算額46億2,400万円)(予定)
	(三菱UFJ信託銀行株式会社が発表した2013年11月27日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1米ドル=101.38円及び1豪ドル=92.48円の換算レートで換算している。)
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

**第一部【証券情報】**

**第1【募集要項】**

該当事項なし

## 第2【売出要項】

1. 本「第2 売出要項」には2本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 米ドル建社債（「米ドル建社債」）および三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 豪ドル建社債（「豪ドル建社債」）ごとに異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら2本の社債およびそれぞれの社債権者は単に、それぞれ「本社債」および「本社債権者」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものでないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

### 1【売出有価証券】

#### 【売出社債（売出短期社債を除く。）】

##### 米ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 米ドル建社債	5,000万米ドル (予定) (注(1))	5,000万米ドル (予定) (注(1))	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 (以下「売出入」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000米ドル	年率(未定)% (年率1.20%から 2.20%を仮条件とす る。) (注(1))	6月10日および12月10日 (注(2))	2018年12月10日 (ロンドン時間)

注(1) 米ドル建社債は、ユーロ市場で発行（下記「売出しの条件」注(1)参照）された後、日本で売出される。同市場で発行される本社債の額面総額は5,000万米ドル（予定）である。ただし、売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される米ドル建社債の券面総額と同額であり、実際の総額は、仮条件に基づく需要状況を勘案した上で決定される。従って、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の金額と大きく相違する可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。米ドル建社債の利率は、需要状況を勘案した上で、2013年12月11日に決定される予定である。ただし、利率は当該仮条件の範囲外の値となる可能性がある。「第一部、第2 売出要項」に記載する米ドル建社債に関する要項の内容は、2013年12月11日までに条件が決定された上で、2013年12月16日までに調印される予定の最終条件書（以下「米ドル建社債最終条件書」という。）に記載される。

(2) 初回の利払日は、2014年6月10日とする。

## 豪ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 豪ドル建社債	5,000万豪ドル (予定) (注(1))	5,000万豪ドル (予定) (注(1))	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 (以下「売出入」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000豪ドル	年率(未定)% (年率3.75%から 4.75%を仮条件とす る。) (注(1))	6月10日および12月10日 (注(2))	2018年12月10日 (ロンドン時間)

(注(1) 豪ドル建社債は、ユーロ市場で発行（下記「売出しの条件」注(1)参照）された後、日本で売出される。同市場で発行される本社債の額面総額は5,000万豪ドル（予定）である。ただし、売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される豪ドル建社債の券面総額と同額であり、実際の総額は、仮条件に基づく需要状況を勘案した上で決定される。従って、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の金額と大きく相違する可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。豪ドル建社債の利率は、需要状況を勘案した上で、2013年12月11日に決定される予定である。ただし、利率は当該仮条件の範囲外の値となる可能性がある。「第一部、第2 売出要項」に記載する豪ドル建社債に関する要項の内容は、2013年12月11日までに条件が決定された上で、2013年12月16日までに調印される予定の最終条件書（米ドル建社債最終条件書と併せ、以下「最終条件書」と総称する。）に記載される。

(2) 初回の利払日は、2014年6月10日とする。

### 共通摘要

1. 本社債の双方について、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「発行会社」という。）の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。  
ただし、本MTNプログラムには、発行会社が発行する劣後特約が付されていない社債に関して、2013年9月18日現在、株式会社日本格付研究所からAAのプログラム格付がそれぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。本書の提出日現在、かかる格付の変更はされていない。
2. 本社債のその他の主要な条項および条件（以下「本社債の要項」という。）については、下記「売出社債のその他の主要な要項」を参照のこと。

---

<sup>1</sup> 発行会社が2013年9月18日付で英国金融局（Financial Conduct Authority）に届け出て設定している5,000億円ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム。

## 2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	申込 受付場所	売出しの委託 を受けた者の 住所、氏名又 は名称	売出しの委託 契約の内容
<b>米ドル建社債</b> 額面1,000米ドルにつき1,000米ドル		<b>米ドル建社債</b> 本社債の投資家への販売単位は1,000米ドルの整数倍である。ただし、最小申込単位は1,000米ドルとする。		な し	売出入人、売出取扱人(以下に定義する。)および登録金融機関の日本における本店、各支店および各営業部店(注(4))	該当事項なし 該当事項なし
<b>豪ドル建社債</b> 額面1,000豪ドルにつき1,000豪ドル	2013年12月12日より同年12月19日まで	<b>豪ドル建社債</b> 本社債の投資家への販売単位は1,000豪ドルの整数倍である。ただし、最小申込単位は1,000豪ドルとする。				

### 摘要

受渡は2013年12月20日（以下「受渡期日」という。）に行われる。

- (1) 本社債は、2013年12月19日（以下「発行日」という。）にユーロ市場で発行される。一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたは全てを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。本社債は、いかなる証券取引所にも上場されない。
- (2) 本社債は合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）に基づく登録がなされておらず、またなされる予定もなく、合衆国内において、または合衆国人に対しもしくは合衆国人の計算で、もしくは合衆国人の利益のために募集または販売されてはならない。ただし、同証券法の登録要件を免除される一定の取引により行われる場合はこの限りでない。本注記において使用される用語は、同証券法に基づくレギュレーションSにより付与された意味を有する。
- (3) 本社債は合衆国税法の要件に服し、合衆国もしくはその属領においてまたは合衆国人に対して募集、販売または交付されてはならない。ただし、合衆国の税規則により認められる一定の取引についてはこの限りでない。本注記において使用される用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく諸規則により付与された意味を有する。
- (4) 売出人は、以下の金融商品取引業者（以下「売出取扱人」という。）および金融商品仲介を行う登録金融機関（以下「登録金融機関」という。）に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。なお、登録金融機関によつては、売出人からではなく売出取扱人から本社債の売出しの委託を受けている場合がある。

<米ドル建社債>

売出取扱人：カブドットコム証券株式会社  
住所：東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
売出取扱人：静銀ティーエム証券株式会社  
住所：静岡県静岡市葵区追手町1番13号  
売出取扱人：常陽証券株式会社  
住所：茨城県水戸市南町三丁目4番12号  
売出取扱人：ちばぎん証券株式会社  
住所：千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号  
売出取扱人：新潟証券株式会社  
住所：新潟県長岡市城内町三丁目8番地26  
売出取扱人：八十二証券株式会社  
住所：長野県上田市常田二丁目3番3号  
売出取扱人：百五証券株式会社  
住所：三重県津市東丸之内33番1号  
売出取扱人：ひろぎんウツミ屋証券株式会社  
住所：広島県広島市中区立町2番30号  
売出取扱人：丸三証券株式会社  
住所：東京都千代田区麹町三丁目3番6  
登録金融機関：株式会社常陽銀行  
住所：茨城県水戸市南町二丁目5番5号  
登録金融機関：三菱UFJ信託銀行株式会社  
住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

<豪ドル建社債>

売出取扱人：いよぎん証券株式会社  
住所：愛媛県松山市三番町5丁目10番地1  
売出取扱人：カブドットコム証券株式会社  
住所：東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
売出取扱人：静銀ティーエム証券株式会社  
住所：静岡県静岡市葵区追手町1番13号  
売出取扱人：常陽証券株式会社  
住所：茨城県水戸市南町三丁目4番12号  
売出取扱人：ちばぎん証券株式会社  
住所：千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号  
売出取扱人：東海東京証券株式会社  
住所：愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号  
売出取扱人：新潟証券株式会社  
住所：新潟県長岡市城内町三丁目8番地26  
売出取扱人：八十二証券株式会社  
住所：長野県上田市常田二丁目3番3号  
売出取扱人：百五証券株式会社  
住所：三重県津市東丸之内33番1号

売出取扱人：ひろぎんウツミ屋証券株式会社  
住所：広島県広島市中区立町2番30号  
登録金融機関：株式会社伊予銀行  
住所：愛媛県松山市南堀端町1番地  
登録金融機関：株式会社常陽銀行  
住所：茨城県水戸市南町二丁目5番5号  
登録金融機関：三菱UFJ信託銀行株式会社  
住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

ただし、上記申込取扱場所のうち、店舗により売出しの取扱いが行われない場合がある。本社債の申込みおよび払込みは、本社債の申込人が売出入または売出取扱人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従つてなされる。売出入または売出取扱人に外国証券取引口座を開設していない申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出入または売出取扱人から申込人に対し外国証券取引口座約款が交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本社債の券面の交付は行われない。本社債の券面については、後記「売出社債のその他の主要な要項」(13)を参照のこと。

#### 【本社債についてのリスク要因】

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否かを判断するにあたり、下記に記載されるリスク要因を理解し検討すべきである。ただし、下記は本社債に関する全てのリスク要因を完全に網羅することを意図したものではない。

また、下記やその他のリスク要因が本社債の取引価値に及ぼす影響により、他のリスク要因が本社債の取引価値に及ぼす影響の一部または全部が相殺されることがある。

本社債の購入を検討している投資家は、個々の状況を鑑みて、下記のこと留意し、本社債への投資判断を下すべきである。

#### 為替レートの変動

##### <米ドル建社債>

日本円／米ドル間の為替レートの変動は、米ドルにより支払われる本社債の利息および元金の日本円相当額に影響を及ぼす。日本円／米ドル間の為替レートの変動によっては、日本円により本社債に投資を行った者が、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。

一般的に、本社債の日本円建での価値は、場合に応じて、米ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

##### <豪ドル建社債>

日本円／豪ドル間の為替レートの変動は、豪ドルにより支払われる本社債の利息および元金の日本円相当額に影響を及ぼす。日本円／豪ドル間の為替レートの変動によっては、日本円により本社債に投資を行った者が、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。

一般的に、本社債の日本円建での価値は、場合に応じて、豪ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

#### 金 利

##### <米ドル建社債>

本社債については、米ドルによる固定利息の支払いが行われる。従って、償還前の各本社債の価値は、それぞれ、米ドルの金利の変動の影響を受ける。

一般的に、本社債の価値は、米ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

#### <豪ドル建社債>

本社債については、豪ドルによる固定利息の支払いが行われる。従って、償還前の本社債の価値は、豪ドルの金利の変動の影響を受ける。

一般的に、本社債の価値は、豪ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

#### 発行会社の信用状況

発行会社の財務状況が悪化し、信用状況が損なわれた場合、本社債の利息または償還金の支払いがその支払期日に遅延する可能性や、または支払われない可能性がある。こうした本社債の利息または償還に関する確実性は、発行会社の信用力に依拠する。よって、償還前において発行会社の信用状況が低下した場合、本社債の価値は低下することが予想される。

一般的に、社債あるいは発行会社について付される信用格付は、発行会社の債務支払能力を示す。ただし、当該信用格付は、全ての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

#### 流動性および市場性

本社債についてその流動性や市場性は保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

#### 税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

#### 【売出社債のその他の主要な要項】

本社債は、発行会社と本社債権者の受託者たるBNY Mellon Corporate Trustee Services Limited（「受託者」）。なおこの表現にはあらゆる後任受託者を含む。との間で締結された2013年9月18日付信託証書全面変更版（隨時または本社債の発行日（「本社債発行日」）付で修正および／または追補されることがある。）（「信託証書」）により発行されるものである。本社債の要項（「本社債要項」）は信託証書の詳細な規定を要約したものであり（なお信託証書には本社債要項において要約されていない規定も含まれる。）、かかる規定に従うことを条件としており、本社債に基づく支払いは、本社債に関して発行会社、受託者、社債発行代理人兼支払代理人兼代理銀行としてのThe Bank of New York Mellon（「社債代理人」）。なおこの表現にはあらゆる後任社債代理人を含む。）ならびに支払代理人としてのThe Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A. および追加として指名されるその他の支払代理人（社債代理人と併せて「支払代理人」という。なおこの表現には後任および追加として指名されるあらゆる支払代理人を含む。）の間で締結された2013年9月18日付代理人契約全面変更版（隨時修正および／または追補される。）（「代理人契約」）に従って行われる。本社債および関連する利札（「利札」）の条件を盛り込んだ信託証書および代理人契約の写しは、One Canada Square, Canary Wharf, London E14 5ALに所在する受託者の主たる事務所および各支払代理人の特定の事務所で閲覧に供される。本社債および利札（ある場合）の所持人は、信託証書および該当する最終条件書の全ての規定ならびに適用のある代理人契約の規定に拘束され、かかる規定を承知しているものとみなされる。

#### (1) 利息

##### (a) 本社債の利息

#### <米ドル建社債>

本社債に対しては、2013年12月19日（「利息発生開始日」）を初日として（同日を含む。）、2018年12月10日（満期日）（同日を含まない。）まで、その額面金額に対して年率（未定）%の利息を付するものとし、2014年6月10日を初回として各年の6月10日および12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「固定利払日」）ならびに2018年12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「満期日」）に後払いする。上記規定に従い、各利払日に支払われるべき1,000米ドル当たりの利息金額は、（未定）米ドル（ただし第1回の利払日に支払われるべき1,000米ドル当たりの利息金額は、（未定）米ドル）とする。

「営業日」とは、（土曜日および日曜日を除き）ニューヨークおよびロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済を行う日をいう。

利息額の計算が必要とされる場合には、30/360の日割計算指数を用いて額面金額1,000米ドル当たりの金額を計算する。  
「30/360」の日割計算指数とは、ある期間（「計算期間」）に係る金額の計算上、下記の計算式に基づき、当該計算期間中の経過実日数を360で除して得られる数字をいう。

$$\text{日割計算指数} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

#### 上記計算式において

- “Y1”とは、当該計算期間の初日が属する年を数字で表現したものをいう。
- “Y2”とは、当該計算期間の最終日の翌日が属する年を数字で表現したものをいう。
- “M1”とは、当該計算期間の初日が属する暦月を数字で表現したものをいう。
- “M2”とは、当該計算期間の最終日の翌日が属する暦月を数字で表現したものをいう。
- “D1”とは、当該計算期間の初日である暦日を数字で表現したものをいう（ただし、その数字が31の場合は、D1は30とする。）。
- “D2”とは、当該計算期間の最終日の翌日に該当する暦日を数字で表現したものをいう（ただし、その数字が31でかつD1が29より大きい場合は、D2は30とする。）。

#### <豪ドル建社債>

本社債に対しては、2013年12月19日（「利息発生開始日」）を初日として（同日を含む。）、2018年12月10日（満期日）（同日を含まない。）まで、その額面金額に対して年率（未定）%の利息を付するものとし、2014年6月10日を初回として各年の6月10日および12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「固定利払日」）ならびに2018年12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「満期日」）に後払いする。上記規定に従い、各利払日に支払われるべき1,000豪ドル当たりの利息金額は、（未定）豪ドル（ただし第1回の利払日に支払われるべき1,000豪ドル当たりの利息金額は、（未定）豪ドル）とする。

「営業日」とは、（土曜日および日曜日を除き）ニューヨーク、シドニーおよびロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済を行う日をいう。

利息額の計算が必要とされる場合には、30/360の日割計算指数を用いて額面金額1,000豪ドル当たりの金額を計算する。  
「30/360」の日割計算指数とは、ある期間（「計算期間」）に係る金額の計算上、下記の計算式に基づき、当該計算期間中の経過実日数を360で除して得られる数字をいう。

$$\text{日割計算指数} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

#### 上記計算式において

- “Y1”とは、当該計算期間の初日が属する年を数字で表現したものをいう。
- “Y2”とは、当該計算期間の最終日の翌日が属する年を数字で表現したものをいう。
- “M1”とは、当該計算期間の初日が属する暦月を数字で表現したものをいう。
- “M2”とは、当該計算期間の最終日の翌日が属する暦月を数字で表現したものをいう。
- “D1”とは、当該計算期間の初日である暦日を数字で表現したものをいう（ただし、その数字が31の場合は、D1は30とする。）。
- “D2”とは、当該計算期間の最終日の翌日に該当する暦日を数字で表現したものをいう（ただし、その数字が31でかつD1が29より大きい場合は、D2は30とする。）。

(b) 利息の発生

本社債は、その償還期日以降は、利息を付さない。ただし、その呈示に対して元金の支払いが不当に留保または拒絶された場合は、下記(6)の「税制上の取扱い」にて定義する関連日までの間、未払金額に対して引き続き利息を付する。

(2) 償還・買入れ

(a) 満期時償還

発行会社は、本社債を、満期日に額面金額（「最終償還価格」）で償還する。

(b) 税制上の理由による償還

本社債に関する次回の支払いにおいて、発行会社が下記(6)の「税制上の取扱い」に記載する追加額の支払いを要求されずに支払いを行うことができないと受託者が確信し、さらに発行会社が合理的な措置（かかる措置には、発行会社による多額の追加額の支払いまたは経費負担を伴う措置は含まれない。）を履践してもかかる追加支払いの要件を回避することができないと受託者が確信する場合、発行会社は、下記(9)の「通知」に従って本社債権者に30日以上60日以内前の通知を行うことにより、本社債の全部（一部は不可）を期限前償還価格で隨時に償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関する支払いの期限が到来したならばかかる追加額の支払義務を負うであろう最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。上記償還の通知を行う前に、発行会社は受託者に対して、(A)追加額の支払いが要求される状況が存在する旨の受託者が満足する国際的に定評のある独立した弁護士または税理士の意見書および(B)発行会社が利用可能な合理的措置を履践しても当該要件を回避することができない旨の発行会社の授権された役員が署名する証明書を交付するものとし、受託者はかかる意見書および証明書を、上記の前提条件を満足する十分な証拠として受領することができ、この場合、かかる意見書および証明書は最終的なものとして本社債権者および利札の所持人を拘束するものとする。

上記に従って償還される本社債は、期限前償還価格に（該当する場合）償還日（同日を含まない。）までの経過利息を加えた金額で償還される。

(c) 期限前償還価格

上記(b)に基づく償還において、本社債は額面金額で償還する。

(d) 買入れ

発行会社およびその子会社はいつでも、公開市場その他において任意の価格で本社債を（ただし、本社債が消却のために引き渡される場合、それに付随する全ての期限未到来の利札が併せて引き渡されることを条件とする。）、買入れ、または買入れさせることができる。発行会社またはその子会社が買入れた本社債は、発行会社または当該子会社の選択により、保有、転売することができるほか、消却のために支払代理人に引き渡すことができる。

(e) 消却

償還された本社債は全て、（それに付随する、または償還時に合わせて引き渡された全ての期限未到来の利札とともに）直ちに消却される。当該消却された本社債および上記(d)に従って買入消却された本社債は全て（それとともに消却される全ての期限未到来の利札とともに）社債代理人に引き渡されるものとし、再発行または転売することはできず、当該本社債に関する発行会社の債務は履行されたものとされる。

(3) 支払い

(a) 支払い

<米ドル建社債>

本社債の元利金の支払いは、本(3)記載の条項に従って、該当する本社債または利札の呈示または引渡し（元金については全額支払いのときであり、また利息については下記(e)(iii)に従う。なお一部支払いのときに限り裏書きをする。）と引換えに、支払代理人の指定事務所において（下記(b)に従う。）米ドル建の小切手により、または所持人の選択により、ニューヨーク市に所在する銀行に開設されている米ドル建の口座への送金により行われる。

<豪ドル建社債>

本社債の元利金の支払いは、本(3)記載の条項に従って、該当する本社債または利札の呈示または引渡し（元金については全額支払いのときであり、また利息については下記(e)(iii)に従う。なお一部支払いのときに限り裏書をする。）と引換えに、支払代理人の指定事務所において豪ドル建の小切手により、または所持人の選択により、シドニーに所在する銀行に開設されている豪ドル建の口座への送金により行われる。

(b) 米国における支払い

米ドル建の本社債について、ニューヨーク市における支払代理人の指定事務所において上記の方法で支払いをすることができるための条件は、(i)発行会社が、米国外に指定事務所を有する支払代理人が本社債について期限の到来した金額を上記(a)の方法により支払うことができるとの合理的な予測に基づいて、かかる支払代理人を指名していたが、(ii)当該米国外の全ての指定事務所においてかかる金額全部の支払いを行うことが、為替管理その他当該金額の收受に対する類似の規制により、違法とされもしくは事実上排除され、かつ、(iii) ニューヨーク市におけるかかる支払いが米国法上許され、かつ発行会社の判断（受託会社が選任する米国法に関する法律顧問の助言に基づき行為する。）によれば、発行会社に税務上の悪影響を及ぼすことがないことである。

(c) 法律に従った支払い

支払いはいずれも、支払地の適用のある会計その他の法令・勧告または発行会社もしくは支払代理人が従う旨を合意したその他の法令に従うが、発行会社はかかる法令・勧告または合意によって課されるいかなる税金、課税について責任を負わない。ただし、下記(6)の「税制上の取扱い」の規定はこれにより影響を受けない。かかる支払いに関して、社債権者または利札所持人は手数料または経費を請求されないものとする。

(d) 代理人の指名と解任

発行会社が当初指名する社債代理人およびその指定事務所は次のとおりである。

社債代理人 The Bank of New York Mellon  
One Canada Square, Canary Wharf  
London E14 5AL, United Kingdom

社債代理人と他の支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、所持人とまたは所持人のためにいかなる義務も負わずまた代理関係や受託関係を有することもない。発行会社は、受託者の事前の書面による承認を得て、隨時、社債代理人または他の支払代理人の指名を変更もしくは終了させ、また追加のもしくは他の支払代理人を指名する権利を有する。ただし、いずれかの本社債が残存している限り、発行会社は、(i)社債代理人、(ii)本社債が証券取引所に上場されている場合、当該証券取引所の規則によって要求される場所に指定事務所を有する支払代理人、および(iii)欧州連合のメンバー国に指定事務所を有する支払代理人で、欧州連合貯蓄課税指令、その他2000年11月26日および同27日付欧州連合経済・財務相理事会の貯蓄収入への課税に関する結論を実行する指令、またはかかる指令を実施するもしくはかかる指令に従う法律またはかかる指令を遵守する目的で導入された法律に従って源泉徴収または控除をする義務のない支払代理人、を維持する。

さらに上記(b)に記載の状況において、発行会社は、受託者の事前の書面による承認を得て直ちに、米ドル建の本社債に関してニューヨーク市の支払代理人を指名する。

発行会社は、本社債権者に対し、かかる変更または指定事務所の変更を下記(9)の「通知」に従って直ちに通知する。

(e) 期限未到来の利札

(i) 本社債の償還期日に、当該本社債は、それに付随する期限未到来の利札（ある場合）の全部とともに、支払いのために呈示されるべきであり、そのとおり呈示がない場合、呈示されなかった期限未到来の利札の額面金額（元本全額が支払われない場合は、呈示されなかった期限未到来の利札のうち、支払期限の到来した元本全額に対する当該支払元本金額の割合に相当する金額）を支払期限の到来した最終償還価格または期限前償還価格から控除する。控除された金額は、当該呈示されなかった利札が前記と同様の方法により、当該元本の支払いに関する関連日（下記(6)で定義する。）から10年以内に呈示された時点で支払われる（当該利札が時効により失効しているか否かを問わない。）。

- (ii) 本社債の償還日に関する利札が無効となると規定されている本社債が全ての期限未到来の利札とともに償還のために提示されない場合、償還は、発行会社が要求する補償の提供がある場合にのみ行う。
- (iii) 本社債の償還期日が利払日以外の日にあたる場合、前回の利払日または本社債発行日以降に発生した利息は、当該本社債の呈示（または該当する場合引渡し）に対してのみ支払われる。満期日以降に利息の発生する本社債について発生した利息は、当該本社債の償還時に、その呈示と引換えに支払うものとする。

#### (f) 営業日

本社債または利札に関する支払日が営業日でない場合、所持人は、その翌営業日まで支払いを受けることができず、当該遅延に関して利息その他の支払いを受けることはできない。本(3)の「支払い」において、「営業日」とは、（土曜日及び日曜日を除き）、米ドル建社債に関してはニューヨークおよびロンドンにおいて、また豪ドル建社債に関してはニューヨーク、シドニーおよびロンドンにおいて、それぞれ商業銀行および外国為替市場が支払決済を行う日をいう。

#### (g) 大券の取扱い

本社債が大券により表章されている間、本社債の支払いについては下記(13)の「大券」に記載の制約（特に下記(13)「大券」の(b)「支払い」に記載の制約）を受ける。

### (4) 本社債の地位

本社債および利札における発行会社の債務は、取消不能、直接、（下記(5)の「担保提供制限」に従うことを条件として）無担保、無条件かつ非劣後の債務であり、それら相互間に何ら優劣はなく、日本国の国税および地方税に関する債務ならびにその他日本法に基づく一定の例外を除き、発行会社のその他全ての無担保債務（劣後債務を除く。）と同順位である。

### (5) 担保提供制限

発行会社は、本社債または利札のいずれかにつき未償還または未払部分がある限り、(i)発行会社が発行する証券に関して期限の到来した支払いまたは発行会社以外の者が発行する証券について発行会社が供与する保証に関して期限の到来した支払い、または(ii)あらゆる証券または保証に関する補償義務もしくは類似する義務に基づく支払い、を担保するため、現在または将来の財産、資産または収益（発行会社が信託として受領したもの除去。）の全部または一部の上に、いかなる証券の所持人のためにも、抵当権、質権、譲渡担保、チャージその他の担保権（「負担」）を設定せず、または設定させないものとする。ただし、いずれの場合においても同時に、(a)本社債および利札が、かかる証券、保証、補償義務または類似する義務と同順位とされるように同等かつ比例的に担保されるか、受託者がその絶対的裁量において本社債所持人に重大な不利益とならないと判断するその他の担保が提供されている場合、(b)本社債所持人の特別決議によって承認される場合、または(c)それが許容負担である場合は、その限りではない。

なお、本項において、「証券」とは、(i)(A)日本円以外の通貨で支払われるべきものとされているか、日本円以外の通貨で支払いを要求することができるか、または日本円以外の通貨で表示されており、かつ(B)その元本総額の50%超が発行会社によるかその授権に基づき当初日本国外で販売され、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場その他類似する証券市場で付値、上場または通常の取引が行われる社債（ボンド、ノート）、債務証書その他の有価証券またはそれにより表章される債務をいう。「許容負担」とは、本社債の発行日に存在する負担をいう。

(6) 税制上の取扱い

(a) 日本の非居住者（発行会社の特殊関係者ではなく、日本国内に恒久的施設を有しないし、またその所得が国内事業に帰せられない者）または特定金融機関が所持する本社債または利札に関して、発行会社によるかそのために行われる元利金の支払いは、その所持人が、かかる本社債または利札が日本の非居住者（発行会社の特殊関係者ではなく、日本国内に恒久的施設を有しないし、またその所得が国内事業に帰せられない者）または特定金融機関によって、またはこれらの者のために日本国の税法に基づく要件を遵守して所持されていることを証明した場合、課税権を有する日本国政府またはその下部組織により課される現在または将来の税金について、源泉徴収または控除なしに行われるものとする。当該非居住者または特定金融機関が所持する本社債または利札に関して源泉徴収または控除が法律により要求された場合、発行会社は、本社債権者または利札所持人が本社債または利札についてかかる源泉徴収または控除がなければ受領したであろう元利金に相当する金額をかかる源泉徴収または控除後に受領することになるよう、追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかに該当する本社債または利札については支払われないものとする。

(i) (x)日本国の税制上日本に居住する個人または日本の法人として取扱われる所持人、(y)当該源泉徴収または控除の免除に関する日本国の税法上の要件を遵守していない所持人、または(z)単純に本社債もしくは利札を所持することまたは本社債もしくは利札に関する元利金を受領すること以外に日本国との関係を有することにより、かかる租税公課、査定または政府による徴収の義務を負う所持人により、またはかかる所持のために、支払いのために呈示された本社債または利札

(ii) 関連日（下記に定義する。）から30日を超えた後に支払いのために呈示された本社債または利札（ただし、その所持人がかかる30日の期間の満了時に支払いのためにこれを呈示すれば当該追加額を受領する権利を有するときはこの限りでない。）

(iii) 当該源泉徴収または控除が個人に対する支払いに課せられ、かつこれが、欧州連合貯蓄課税指令、その他2000年11月26日および同27日付欧州連合経済・財務相理事会の貯蓄収入への課税に関する結論を実行する指令、またはかかる指令を実施するもしくはかかる指令に従う法律またはかかる指令を遵守する目的で導入された法律に従い要求される場合

(iv) 当該本社債または利札を欧州連合の加盟国における別の支払代理人に呈示することにより、当該源泉徴収または控除を回避することができた所持人によりまたはかかる所持のために、支払いに呈示された本社債または利札

本項において、「日本の非居住者」とは、日本国の税法上、日本に居住する個人または日本の法人でない者をいい、「特定金融機関」とは、日本国の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第6条に定める日本の金融機関または日本の金融商品取引業者をいい、「発行会社の特殊関係者」とは、同法第6条第4項に定める発行会社と特殊な関係を有する者をいう。

本社債要項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、それに関する支払期限が最初に到来する日をいう。ただし、かかる日までに支払額の全額を社債代理人または受託者が適法に受領していない場合は、支払われるべき金額の全額が受領され、その旨の通知が下記(9)の「通知」に従って本社債権者に対して適法に行われた日をいう。本項における「元本」、「利息」および／または「元利金」への言及は、本項または信託証書に従いそれに追加してもしくはそれに代わって行われる保証もしくは誓約に基づいて支払われる追加額を含むとみなされる。

(b) 本社債の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3第1項に定義する日本国内における支払いの取扱者（売出人が支払いの取扱者となる場合は売出人を含む。）を通じて交付される場合には、同法第3条の3第6項に定義される公共法人等、金融機関および金融商品取引業者等を除いて20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の源泉所得税が課される。源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払いの際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限のもとで、法人税および地方税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払いを受ける本社債の利息は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の申告分離課税の対象となる。

本社債の償還額（償還時の為替レートにより円貨に換算した額）が本社債の取得価額（取得時の為替レートにより円貨に換算した額）を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本社債の償還額（償還時の為替レートにより円貨に換算した額）が本社債の取得価額（取得時の為替レートにより円貨に換算した額）を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合の所得は、公社債の譲渡所得として20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。また、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合の所得は、一定の条件で、他の債券や上場株式等の配当・利子所得及び譲渡所得と損益通算を行うことができる。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡所得は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税と地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となり、一定の条件で、他の債券や上場株式等の配当・利子所得及び譲渡所得と損益通算を行うことができる。

以上は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

#### （7） 時效

本社債および利札は、関連日から（元金については）10年、（利息については）5年が経過した時点で無効となる。

#### （8） 債務不履行事由

下記事由（以下それぞれ「債務不履行事由」という。）が一つでも発生しかつ継続している場合、受託者はその裁量で、本社債がその期限の利益を喪失し、（該当する場合）経過利息とともに、その期限前償還価格で直ちに支払われるべき旨を発行会社に通知することができる。また、その時の本社債の未償還元本金額の少なくとも25%を所持する本社債権者から書面で要求された場合、または特別決議により指示を受けた場合は、（いずれの場合もその満足する補償を受けることを条件として）受託者はかかる通知をしなければならない。ただし、下記(i)に定める事由が発生した場合を除き、受託者は、その意見において当該事由が本社債権者の利益を著しく損なう旨を認証しなければならない。

- (i) 本社債について支払期限の到来した元金額または利息額の支払いを本社債要項に従った時期および方法で履行せず、当該不履行が30日を超えて継続した場合
- (ii) 本社債または信託証書上のいずれかの義務、条件または規定（本社債のいずれかについて支払期限の到来した金額の支払義務を除く。）の発行会社による履行または遵守について不履行があり、（受託者が、当該不履行が治癒不能であると合理的に思料する場合を除き）当該不履行が、その治癒を要求する受託者から発行会社に対する最初の書面による通知から90日以内（または受託者が認めるより長い期間内）に受託者の満足のいくように治癒されなかった場合

- (iii) (a) 借入金、手形引受もしくは信用引受に基づくまたはこれらに関する責任、または（公募、私募、取得、対価その他によるかを問わず、現金払込によるか、その全部または一部について現金以外の対価の払込によるかを問わず）発行会社が募集、発行または販売した債券（ノート、ボンド）、債務証書、ディベンチャー・ストック、ローン・ストック、その他の有価証券で、いずれの場合も少なくとも10,000,000米ドル（または他通貨におけるその相当額）の金額の現在または将来の債務（元本、プレミアム、利息その他の金員であるかを問わない。）（「対外借入債務」）が、当該対外借入債務の所持人によってまたはそのために、これら債務の条件もしくはこれら債務に関する契約に従って期限の利益を喪失するか、または(b)当該対外借入債務が満期到来時に弁済されず、かかる不履行がそれに適用される猶予期間（あれば）の期間内に治癒されない場合
- (iv) 管轄裁判所により発行会社に対して破産もしくは倒産を宣告する命令があり、または発行会社について日本国に適用ある破産法もしくは会社更生法に基づく発行会社の更生を求めて適切に行われた申立てを承認する命令があった場合で、当該命令がその後60日以内に解除されずまたは取り下げられない場合； または、管轄裁判所により、日本国に適用ある破産法もしくは会社更生法に基づいて、発行会社またはその財産の全部もしくは実質上全部について、またはその解散もしくは事業の清算について、破産もしくは倒産手続きにおける管財人、清算人、倒産受託者もしくは譲受人の指名に係る命令があり、当該命令がその後60日以内に解除または取り下げられない場合
- (v) 発行会社が破産手続開始決定を求める手続を提起した場合、発行会社が自社に対して提起された破産手続に同意した場合、発行会社が日本国に適用ある破産法または会社更生法に基づく会社更生または取決めを求める申立書、答弁書または同意書を提出した場合、またはかかる申立書の提出に同意した場合、発行会社またはその財産の全部もしくは実質上全部について破産もしくは倒産手続きにおける管財人、清算人、倒産受託者もしくは譲受人の指名に同意した場合、その債権者のための譲渡を行った場合、債権者と和解した場合、支払不能を書面で認めた場合、または発行会社が上記の目的のいずれかのために会社行為を行った場合
- (vi) 発行会社がその業務の全部または実質的に全部を停止し、またはその資産の全部もしくは実質的に全部を処分した場合（ただし、いずれの場合についても、本社債の受託者が承認した、または本社債権者の特別決議で承認された条件による企業統合、企業融合、合併または組織再編を目的とする場合もしくはこれらに従った場合を除き、または、存続企業が本社債に基づく発行会社の義務の全てを有效地に引き受ける企業統合、企業融合、合併または組織再編を目的とする場合もしくはこれらに従った場合を除く。）

本社債権者または利札所持人の権利を執行する信託証書上の救済は、受託者のみがこれを追及することができ、かかる本社債権者または利札所持人は発行会社に対して直接手続きを行うことはできない。ただし、信託証書の条件に従って手続きを行う義務を負う受託者が、合理的な期間内にこれを履行せず、または怠り、かかる不履行または懈怠が継続している場合はこの限りでない。

受託者は、(i)特別決議により指示された場合、または本社債の未償還元本金額の少なくとも25%を所持する本社債権者から書面で要求された場合で、かつ(ii)その満足のいく補償を受けた場合を除き、信託証書の条件を執行する手続きを履行することを要しない。

#### (9) 通知

本社債の所持人に対する通知は、英国において広く配布される英語の日刊紙（Financial Timesを予定）への公告をもって行う。または本社債がロンドン以外の証券取引所に上場されるか、上場されない場合で、前記の公告が実施できない場合は、欧洲で広く配布されている英語の新聞への公告をもって行う。複数回掲載される通知の場合、前記のとおりの公告が最初に掲載された日に通知がなされたものとみなす。

利札所持人はあらゆる目的上、本社債要項に従った本社債権者に対する通知の内容を知らされたものとみなす。

なお、本社債が永久大券により表章されている間、本社債権者および利札所持人に対する通知については、下記(13)「大券」の規定（特に下記(13)「大券」の(c)「通知」の規定）の適用がある。

(10) 本社債権者集会に関する事項、修正、放棄および交代

(a) 本社債権者集会

信託証書には、本社債要項または信託証書の条項の特別決議（信託証書に定める。）による修正を含め、本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議する本社債権者集会の招集に関する規定が盛り込まれている。かかる集会において適法に可決された特別決議は現在または将来の本社債権者の全員および関連する利札の所持人全員を拘束する。ただし、特に(i)本社債の満期日もしくは償還日または利息もしくは利息金額の支払日の変更、(ii)本社債の額面金額もしくは償還時に支払われるプレミアムの減額または消却、(iii)本社債要項に別段の定めのある場合を除き、本社債の利率の引き下げ、利率もしくは利息金額の計算の方法もしくは基準または利息金額の計算基準の変更、(iv)本社債について最低利率および／または最高利率がある場合、当該最低利率および／または当該最高利率の引き下げ、(v)本社債の支払通貨の変更、または(vi)本社債権者集会の必要定足数または特別決議の可決に要する数に関する規定の変更のために提案された特別決議は、特別定足数（信託証書に定める。）が出席した社債権者集会（またはその延会）で可決された場合に限り、拘束力を有する。

信託証書の規定によれば、本社債の未償還元本金額の90%以上の所持人により、またはそのために署名された書面による決議が、あらゆる目的において適法に招集され、開催された本社債権者集会で可決された特別決議として有効である。かかる書面決議は、1部の書面または1人もしくは複数の本社債権者によりまたはそのために署名された同一の様式の複数の部数の書面で行うことができる。

(b) 修正および放棄

本社債要項（その第2項を除く。）は、本社債の最終条件書の条件により、改正、修正または変更することができる。

本社債権者の同意を得ずに、受託者は、本社債権者の利益を著しく損なうものではないと受託者が判断する場合には、本社債要項または信託証書（本社債要項第2項の修正を除く。）の違反もしくは違反の提案に対する権利放棄もしくは承認に同意し、または本社債要項もしくは信託証書の修正に同意することができるし、また形式的、軽微もしくは技術的な性質であるか、明白な誤謬を訂正するためか、または日本法の強制法規を遵守するためである場合には、修正（本社債要項第2項を含む。）に同意することができる。かかる修正、放棄または承認は、本社債権者を拘束するものとし、受託者が別段の合意をしない限り、かかる修正は発行会社によって上記(9)の「通知」に従って本社債権者に対して可及的速やかに通知されるものとする。

(c) 交代

信託証書には、受託者が要求する信託証書の修正およびその他の条件に従うことを条件として、しかし本社債権者の同意を得ずに、発行会社の交代に同意すること、または発行会社の事業承継人もしくは発行会社の子会社が発行会社にとって代わることに同意することを認める規定がある。ただし、その場合、本社債の債務は、本社債に基づく支払義務または後任の会社に関する規定につき、信託証書および本社債における主たる債務者として発行会社により保証されるべきものとする。かかる交代の場合、受託者は本社債権者の同意を得ずに、本社債、利札および／または信託証書の準拠法の変更にさらに同意することができる。ただし、かかる変更が本社債権者の利益を著しく損なうものではないと受託者が判断することを条件とする。

(11) 受託者の免責

信託証書には、受託者が自ら満足する補償を受けない限り本社債の返済実行を求める法律上の手続きを実施する義務につき免責される旨の規定を含め、受託者の補償および免責に関する規定が含まれている。受託者またはその関連会社は、発行会社および発行会社の関連会社との間で事業取引を行うことができ、かかる取引から得る利益について所持人に説明する義務を負わない。

(12) 準拠法および裁判管轄

本社債および利札ならびにこれらから生じ、またはこれらに関連する非約定的な性質の義務は、英國法に準拠し、英國法に従って解釈される。

発行会社は、本社債権者の利益のために、英國の裁判所が本社債から生じ、または本社債に関連する訴訟、または手続きに関する審問および判断ならびに紛争の解決（それぞれ「法的手続き」および「紛争」）について管轄権を有することに取消不能のものとして同意し、かかる目的のために当該裁判所の管轄権に取消不能のものとして服する。発行会社は、法的手手続きの審問および判断ならびに紛争の解決の法廷地として指定された英國の裁判所に対する現在または将来における異議を取消不能のものとして放棄し、かかる法廷地が不便または不適切であると主張しないことに同意する。

英國の裁判所の管轄権への服従は、本社債権者が発行会社に対する法的手続きを、管轄権を有する他の裁判所に提起する権利を制限するものと解釈してはならず、一または複数の管轄地における法的手続きを提起は、適用法で認められる限り、（同時か否かを問わず）他の管轄地において法的手続きを提起することを妨げるものではない。

(13) 大券

本社債は、当初は利札が添付されない無記名式の仮大券または永久大券によって表章され、同大券は本社債の購入者のために預託機関（「預託機関」）であるユーロクリア(Euroclear)および/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(Clearstream, Luxembourg)に預託されるか、または発行会社とディーラーが合意するところに従って当該本社債の発行日頃に交付される。下記に別段の規定がない限り、仮大券について利息は支払われない。預託機関に大券を預託したとき、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグは、各購入者の貸方に、同購入者が申し込んで支払いをした本社債の額面金額相当額を記載する。

ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に大券で表章される本社債の所持人として記載された各人は、発行会社が大券の持參人に対して行う支払いの取り分および大券に基づき生じるその他全ての権利に関して、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ権利を有する（ただし、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの規則と手続きに従う。）。かかる各人は、本社債が大券によって表章されている限り、本社債の支払いに関して発行会社に対して直接何らの権利も有さないし、発行会社の支払義務は、当該大券の持參人に支払うことにより、かかる支払済み金額については履行済みとなる。

大券が確定社債券に交換される場合、かかる確定社債券は特定の額面金額においてのみ発行される。当該決済組織に当該額面金額の整数倍と異なる金額の本社債を所持する本社債権者は、その保有する金額が当該額面金額の整数倍となるように、交換日（以下に定義する。）以前に、本社債の元本を購入または売却する必要があるかもしれません。

仮大券または永久大券には大券様式である間の本社債に適用される条項が含まれており、それらの中には本社債要項の有効性を変更するものもある。

(a) 交換

各仮大券は、本社債の発行日後40日が経過後に信託証書に定める様式による非米国実質所有者の証明書の提出があるとき、永久大券の全部または一部に、または（仮大券にその旨の規定があるときは）確定社債券に交換される。各永久大券はその全部について（発行会社の費用で）、（下記(i)と(ii)のときは）所持者により、また（下記(iii)のときは）発行会社により、社債代理人、受託者および本社債権者に対して、交換日（当該通知にて特定する。）以後に当該永久大券を確定社債券に交換する旨の通知をして確定社債券に交換される。

(i) 永久大券が1つまたは複数の決済組織のために所持されており、かつ各決済組織がその営業を14日間連続して休止するか（法定の休日または通常の休日による場合を除く。）、永久に休止するか、または営業を永久に休止すると発表するとき。

(ii) 本社債の期限の到来を宣言する通知が上記(8)の「債務不履行事由」に基づきなされるとき。

(iii) 上記(6)の「税制上の取扱い」で言及する管轄地の法令（課税その他の法令）の変更の結果として、発行会社が本社債に関して著しい不利益を被るであろうが、本社債が確定社債券であればかかる不利益を被らないであろうとき（上記(8)の「債務不履行事由」に基づき本社債の期限の到来を宣言する通知がなされている場合を除く。）。

交換日以後は、永久大券の所持人は当該永久大券を社債代理人に対しまたは社債代理人宛に提示することができる。永久大券の交換において、発行会社は、適式に作成され授権された同額の額面総額の確定社債券（適切な場合には、利息に関する利札全てを付す。）で、適用法の要件および適用ある証券取引所要件に従って印刷され、信託証書の別紙2に記載の様式または実質的にその様式の確定社債券を交付し、または交付せしめる。各永久大券の交換時に、発行会社は、所持人から要求があるときは、当該永久大券を失効させて当該確定社債券とともに所持人に返還せしめるものとする。

「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日の後60日以上の日で、社債代理人の指定事務所のある都市および当該決済組織がある都市において銀行が営業をしている日をいう。

(b) 支払い

仮大券は、仮大券と永久大券もしくは確定社債券との交換が不当に留保または拒絶されているのでない限り、本社債発行日から40日を超えて仮大券について支払いがされることはない。本社債発行日から40日までの期間に仮大券についてなされる支払いは、信託証書に定める様式による非米国実質所有者の証明書の呈示がなされた場合に限り行われる。大券により表章される本社債に関する支払いは、社債代理人もしくは当該支払いのために社債権者に通知されたその他の支払代理人に対する大券の裏書のための呈示、または本社債についてその後支払いが行われない場合はその引渡しと引換えに行われる。各支払いの記録は、各大券上の別表に裏書きされ、当該裏書きは本社債について当該支払いがなされたことの明白な証拠となる。大券について行われる支払いについては、上記(1)の「利息」と(3)の「支払い」に記載された呈示場所は考慮しないものとする。

(c) 通知

本社債が永久大券によって表章されかつ当該永久大券が決済組織のために所持されている限り、本社債権者に対する通知は、上記(9)の「通知」で要求される公告の代わりに、当該決済組織に通知を交付することにより口座保有者に対する通知とすることができます。本社債の所持人から発行会社または社債代理人に対する通知は、社債代理人と当該決済組織が承認する方法で、決済組織を通じてすることができます。

(d) 時效

永久大券によって表章されている本社債について発行会社に対する請求権は、当該関連日から（元金の場合）10年間、（利息の場合は）5年間、支払いのための呈示がされないときに失効する。

(e) 集会

永久大券の所持人は、当該永久大券が1つの本社債を表章しているのでない限り、本社債権者の集会の定足数の目的上2名として取扱われ、かかる集会において、米ドル建社債の1,000米ドルまたは豪ドル建社債の1,000豪ドル毎に1議決権を有する。

(f) 買入れと消却

本社債の買入れ後に消却のために呈示された本社債の消却は、当該大券の額面金額を減額して行う。

(g) 受託者の権限

決済組織のために永久大券が所持されている間に本社債権者の権利を考慮するときは、当該決済組織またはその運営者から提供された当該永久大券について権利を有する口座所持人の身元情報（個別かカテゴリー別かいずれもありうる。）を顧慮することができ、あたかもかかる口座所持人が当該永久大券の所持人として、その本社債権者の権利を考慮することができる。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4【その他の記載事項】

発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに売出入人の名称が社債売出届出目論見書の表紙に記載される。  
さらに社債売出届出目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「本社債のうち、米ドル建社債の元利金は米ドルで支払われますので、円換算した場合の支払額は、円／米ドル為替相場の変動による影響を受けます。また、本社債のうち、豪ドル建社債の元利金は豪ドルで支払われますので、円換算した場合の支払額は、円／豪ドル為替相場の変動による影響を受けます。

本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えうる投資家のみが本社債に対する投資を行ってください。」

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第8期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)  
平成25年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書又は四半期報告書】

事業年度第9期中(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)  
平成25年11月29日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、本第2[参照書類の補完情報]においては「当社」という。）の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項は、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、変更その他の事由は生じておりません。以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が含まれてありますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

#### 1. 保有株式に係るリスク

当社は市場性のある株式を大量に保有しております。株価が下落した場合には、保有株式に減損または評価損が発生もしくは拡大し、当社の財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く恐れがあります。

## 2. 貸出業務に関するリスク

### (1) 不良債権の状況

当社では、平成18年度以降、不良債権残高は概ね減少傾向にありますが、一部貸出先の経営状況の変化により、平成23年度、平成24年度は増加しております。今後、国内外の景気の悪化、不動産価格および株価の下落、当社の貸出先の経営状況および世界の経済環境の変動等により、特に大口貸出先の業況変化に伴い、当社の不良債権および与信関係費用はさらに増加する可能性もあり、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼし、自己資本の減少に繋がる可能性があります。

### (2) 貸倒引当金の状況

当社は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値ならびに経済全体に関する前提および見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提および見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもあります。また、経済状態全般の悪化により、設定した前提および見積りを変更せざるを得なくなり、また担保価値の下落、またはその他の予期せざる理由により、当社は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなる恐れがあります。

### (3) 業績不振企業の状況

当社の貸出先の中には業績不振の先が見られます。これらの企業の中には、法的手続きまたは「事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)」などに沿って行われる債権放棄を含めた任意整理により、再建を行っている企業もあります。

このことは、当社の不良債権問題に悪影響を与えてきました。景気の悪化や業界内の競争激化、他の債権者からの支援の打ち切りや縮小等により、再建が奏功しない場合には、これらの企業の倒産が新たに発生する恐れがあります。これらの企業の経営不振その他の問題が続いたり拡大する場合や当社による債権放棄を余儀なくされた場合には、当社の与信関係費用が増大し、当社の不良債権が増加する恐れがあります。

### (4) 貸出先への対応

当社は、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当社が債権者として有する法的な権利の全てを必ずしも実行しない場合があり得ます。

また、当社は、それが合理的と判断される場合には、貸出先に対して債権放棄または追加貸出や追加出資を行って支援をすることもあり得ます。かかる貸出先に対する支援を行った場合は、当社の貸出残高が大きく増加し、与信関係費用が増加する可能性や追加出資に係る株価下落リスクが発生する可能性もあります。

### (5) 権利行使の困難性

当社は、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。

### (6) 不良債権問題等に影響し得る他の要因

将来、金利が上昇する局面では、日本国債等保有債券の価格下落、貸出スプレッドの変化、金利負担に耐えられなくなる貸出先の出現による不良債権の増加等により、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

将来、為替が大幅に変動する局面では、これに伴うコスト上昇、売上の減少、為替系デリバティブ(通貨オプション等)の評価損発生に伴う財務負担等による与信先の業績悪化、およびこのようなデリバティブ取引の決済負担に耐えられなくなる与信先の出現による不良債権の増加等により、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

原油や鉄鋼等の原材料価格の高騰などによる仕入れや輸送などのコスト上昇を販売価格に十分に転嫁できない貸出先等を中心に不良債権が増加した場合、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

日本の金融機関(銀行、ノンバンク、証券会社および保険会社等を含みます。)の中には、資産内容の劣化およびその他の財務上の問題が引き続き存在している可能性があり、今後一層悪化する可能性やこれらの問題が新たに発生する可能性もあります。こうした日本の金融機関の財政的困難が継続、悪化または発生すると、それらの金融機関の流動性および支払能力に問題が生じる恐れもあり、以下の理由により当社に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・問題の生じた金融機関が貸出先に対して財政支援を打ち切るまたは減少させる可能性があります。その結果、当該貸出先の破綻や、当該貸出先に対して貸出をしている当社の不良債権の増加を招く可能性があります。
- ・経営破綻に陥った金融機関に対する支援に当社が参加を要請される恐れがあります。
- ・当社は、一部の金融機関の株式を保有しております。
- ・政府が経営を支配する金融機関の資本増強や、収益拡大等のために、規制上、税務上、資金調達上またはその他の特典を当該金融機関に供与するような事態が生じた場合、当社は競争上の不利益を被る可能性があります。
- ・預金保険の基金が不十分であることが判明した場合、預金保険の保険料が引き上げられる恐れがあります。
- ・金融機関の破綻または政府による金融機関の経営権取得により、預金者の金融機関に対する信認が全般的に低下する恐れ、または金融機関を取巻く全般的な環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。
- ・銀行業に対する否定的・懐疑的なマスコミ報道(内容の真偽、当否を問いません。)により当社の風評、信任等が低下する恐れがあります。

### 3. 市場業務に伴うリスク

当社は、デリバティブを含む様々な金融商品を取り扱う広範な市場業務を行っており、大量の金融商品を保有しています。従いまして、当社の財政状態および経営成績は、かかる活動および保有に伴うリスクに晒されております。かかるリスクとしては、特に、内外金利、為替レート、有価証券等の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合、当社の保有する大量の国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼす可能性があります。円高となった場合は、当社の外貨建て投資の財務諸表上の価値が減少し、売却損や評価損が発生する可能性があります。当社では、このような内外金利、為替レート、有価証券等の様々な市場の変動により損失が発生するリスクを市場リスクとして、市場全体の変動による損失を被るリスクである「一般市場リスク」と、特定の債券・株式等の金融商品の価格が市場全体の変動と異なって変動することにより損失を被るリスクである「個別リスク」に区分して管理しております。これらのリスク計測には、過去の市場変動に基づきポートフォリオの市場価値が今後一定期間でどの程度減少し得るかを統計的に推計する手法を採用しており、この手法により計測した一般市場リスク量と個別リスク量の合算値を市場リスク量としております。ただし、このように計算された市場リスク量は、その性質上、実際のリスクを常に正確に反映できるわけではなく、またこのように示されたリスク量を上回るリスクが実現する可能性もあります。

### 4. 為替リスク

当社の業務は為替レートの変動の影響を受けます。為替レートの変動により、外貨建取引の円貨換算額も変動することになります。さらに、当社の資産および負債の一部は外貨建であり、資産と負債の額が通貨毎に同額で為替レートによる変動の影響が相殺されない場合、または適切にヘッジされていない場合、当社の自己資本比率、財政状態および経営成績は、為替レートの変動により、悪影響を受ける可能性があります。

### 5. 当社の格付低下等に伴う資金流動性等の悪化リスク

格付機関が当社の格付を引き下げた場合、当社の市場業務および他の業務は悪影響を受ける恐れがあります。当社の格付が引き下げられた場合、当社の市場業務では、取引において不利な条件を承諾せざるを得なくなる、または一定の取引を行うことができなくなる恐れがあり、加えて当社の資本・資金調達にも悪影響を及ぼすことがあります。かかる事態が生じた場合には、当社の市場業務および他の業務の収益性に悪影響を与え、当社の財政状態および経営成績にも悪影響を与えます。

### 6. 当社のビジネス戦略が奏功しないリスク

当社は、収益力増強のためにグローバルベースで様々なビジネス戦略を実施しております。しかしながら、以下に述べるもののはじめとする要因が生じた場合には、これら戦略が功を奏しない、当初想定していた結果をもたらさない、または変更を余儀なくされる可能性があります。

- ・既存の貸出についての利鞘拡大が想定通りに進まないこと。
- ・当社が目指している手数料収入の増大が想定通りに進まないこと。
- ・海外事業の拡大等が想定通りに進まないこと。

- ・効率化を図る戦略が想定通りに進まないこと。
- ・当社の出資先が、財務上・業務上の困難に直面したり、戦略を変更したり、または当社を魅力的な提携先ではないと判断した結果、かかる出資先が当社との提携を望まず、提携を縮小または解消すること。また、当社の財政状態の悪化等により、出資先との提携を縮小または解消せざるをえないこと。

## 7 . 業務範囲の拡大に伴うリスク

当社は、法令その他の条件の許す範囲内で、業務範囲をグローバルベースで大幅に拡大しております。当社がこのように業務範囲を拡大していくべきほど、新しくかつ複雑なリスクに晒されます。当社は、拡大された業務範囲に関するリスクについては全く経験を有していない、または限定的な経験しか有していないことがあります。変動の大きい業務であれば、大きな利益を期待できる反面、大きな損失を被るリスクも伴います。当該業務に対して、適切な内部統制システムおよびリスク管理システムを構築すると共に、リスクに見合った自己資本を有していなければ、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。さらに業務範囲の拡大が予想通りに進展しない場合、または熾烈な競争により当該業務の収益性が悪化した場合、当社の業務範囲拡大への取り組みが奏功しない恐れがあります。

## 8 . 新興市場国に対するエクスポートジャヤに係るリスク

当社は支店や子会社のネットワークを通じてアジア、中南米、中東等、新興市場地域でも活動を行っており、これらの国々に関係する様々な信用リスクおよび市場リスクに晒されております。具体的にはこれらの国の通貨がさらに下落した場合、当該国における当社の貸出先の信用に悪影響が及ぶ恐れがあります。当社の新興市場国の貸出先への貸付の多くは米ドル、ユーロまたはその他の外国通貨建てです。かかる貸出先は、現地通貨の為替変動に対してヘッジをしていないことが多いため、現地通貨が下落すれば、当社を含めた貸出人に債務を弁済することが困難となる恐れがあります。さらに、これらの国は、国内金利を引き上げて、自国通貨の価値を支えようとする場合もあります。そうなった場合、貸出先は国内の債務を弁済するためさらに多くの経営資源を投入せざるを得なくなり、当社を含めた外国の貸出人に対して債務を弁済する能力に悪影響が及ぶ恐れがあります。さらに、かかる事態またはこれに関連して信用収縮が生じれば、経済に悪影響を与え、当該国の貸出先および銀行の信用がさらに悪化し、当社に損失を生じさせる恐れがあります。

また、各地域、国に固有または共通の要因により、様々なリスクがあり、それらが顕在化した場合には、当社においてそれに応じた損失その他の悪影響が発生する恐れがあります。

## 9 . 消費者金融業務に係るリスク

当社は、消費者金融業者に対する貸出金および消費者金融業者の株式を保有しております。消費者金融業に関しては、「資金業法」におけるいわゆるみなし弁済を厳格に解するものを含め、過払利息の返還請求をより容易にする一連の判例が出され、これらに伴い過払利息の返還を求める訴訟が引き続き発生しております。さらに、平成19年12月より改正「資金業法」が段階的に施行され、平成22年6月にはみなし弁済制度の廃止や総量規制の導入等の改正が実施されました。同時に、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正の施行により、消費貸借契約の上限金利が29.2%から20%に引き下げられました。このように、消費者金融業を取り巻く環境は依然として注視していかなければならない状況であり、消費者金融業を営む取引先が悪影響を受けた場合、当社の消費者金融業者に対する貸出金および当社が保有する消費者金融業者の株式の価値が毀損する可能性があります。

## 10. 世界経済の悪化・金融危機の再発により損失を計上するリスク

世界経済は、各国政府や中央銀行による経済の安定促進のための様々な施策により、欧州に端を発した財政危機とそれに伴う金融危機による影響は一服感をみせてはいるものの、先行き不透明感が払拭された状況には至っておりません。再び状況が悪化すると、当社の一部の投資ポートフォリオや貸出に悪影響が出る恐れがあります。例えば、当社が保有する有価証券の市場価格が下落することにより損失が拡大する等の可能性があります。また、クレジット市場の環境変化が、当社の貸出先に財務上の問題や債務不履行を生じさせる要因となり、当社の不良債権および与信関係費用が増加する可能性があります。さらに、有価証券の市場価格下落や資本市場での信用収縮の動きにより、国内外の金融機関の信用力が低下、資本不足や資金繰り悪化から破綻に追い込まれるケースが増加する可能性もあります。かかる問題により、これらの金融機関との間の取引により当社が損失を被り、当社の財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性もあります。加えて、世界的な金融危機の再発が世界の債券・株式市場や外国為替相場の大幅な変動を招くことなどにより、市場の混乱が世界経済に長期的な影響を及ぼす場合には、当社への悪影響が深刻化する可能性があります。

加えて、当社の貸借対照表上の資産の大部分は、時価で計上する金融商品からなっています。一般的に、当社は市場価格を参照してこれらの金融商品の時価を定めています。時価で計上される金融商品の価値が下落した場合、対応する減損等が損益計算書上認識される可能性があります。世界金融危機・同時不況が再発すること等により、金融商品の市場価格が大きく下落し、または適切な価格を参照できない状況が発生する可能性があり、市場における大きな変動または市場における機能不全は、当社が保有する金融商品の時価に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、金融商品の時価に関する会計上の取り扱いについて、国際的な会計基準設定団体による見直しの議論が続いているところでもあるため、今後、制度・基準等が見直された場合には、当社が保有する金融商品の時価に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 11. 外的要因(被災、テロ等を含む)により業務に支障が生じるリスク

当社では、テロ、地震・風水害・感染症の流行等の自然災害、通信・電力障害等の外部要因による災害等による被災、当社事務センター・システムセンター等の大規模障害等のリスクに対し必要な対策を講じるべく努力しておりますが、必ずしもあらゆる事態に対応できるとは限らず、想定外の事態が生じた場合には、当社の事業、財政状態および経営成績への悪影響を回避しきれない可能性があります。

なお、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災に関連して、政府による計画停電や節電対応等の要請を踏まえた対策を継続してまいりますが、一連の対応において、当社の本支店やATM、その他の施設の運営に一部影響が発生する可能性があります。また、景気の悪化、当社貸出先の経営状況の悪化、株価の下落等に伴う当社不良債権・与信関係費用の増加、保有金融商品の減損もしくは評価損等の発生により、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 12. システムに関するリスク

当社の事業において、情報通信システムは非常に重要な要素の一つであり、インターネットまたはATMを通じた顧客サービスはもとより、当社の業務・勘定等の根幹をなしております。テロ、地震・風水害・感染症の流行等の自然災害等の外的要因に加えて、人為的ミス、事故、停電、ハッキング、コンピュータウィルス、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により、情報通信システムの不具合・故障等が生じる可能性があります。この場合、その程度によっては、業務の停止およびそれに伴う損害賠償の負担その他の損失が発生し、また、行政処分の対象となる可能性があるほか、当社の評判が低下し、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

## 13. 競争に伴うリスク

金融業界では、統合・再編の進展等に伴い、競争が激化してきております。今後も競争環境は益々厳しさを増す可能性があります。また、金融機関に対する規制の枠組み変更がグローバルに検討されており、これにより金融業界における競争環境が変化する可能性もあります。当社が、こうした競争的な事業環境において競争優位を得られない場合、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

#### 14. 不公正・不適切な取引その他の行為が存在したとの指摘やこれらに伴う処分等を受けるリスク

当社は、現行の規制および規制に伴うコンプライアンス・リスク(日本および当社が事業を営むその他の地域における法令、政策、自主規制等の変更による影響を含みます。)のもとで事業を行っております。当社のコンプライアンス・リスク管理態勢およびプログラムは、全ての法令・規則に抵触することを完全に防止する効果を持たない可能性があります。

当社が適用ある法令および規則の全てを遵守できない場合、罰金、課徴金、懲戒、評価の低下、業務改善命令、業務停止命令、さらに極端な場合には業務についての許認可の取消しを受けることが考えられ、これにより当社の事業および経営成績が悪影響を受ける恐れがあります。また、規制に関する事項は、当社が将来、戦略的な活動を実施する場面で当局の許認可を得する際に悪影響を及ぼす恐れがあります。

#### 15. 規制変更のリスク

当社は、現時点の規制（日本および当社が事業を営むその他の地域における法律、規則、会計基準、政策、実務慣行および解釈、ならびに国際的な金融規制等を含みます。以下、本項において同じ。）に従って、また、規制の変更等によるリスクを伴って、業務を遂行しております。将来における規制の変更およびそれによって発生する事態が、当社の事業、財政状況および経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。しかし、どのような影響が発生し得るかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当社がコントロールし得るものではありません。

#### 16. テロ支援国家との取引に関するリスク

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、「MUFG」といいます。)の重要な子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行は、イラン・イスラム共和国(以下、「イラン」といいます。)等、米国国務省が「テロ支援国家」と指定している国における法主体またはこれらの国と関連する法主体との間の取引を実施しており、また、同行はイランに駐在員事務所を設置しております。

米国法は、米国人が当該国家と取引を行うことを、一般的に禁止または制限しております。さらに、米国政府および年金基金をはじめとする米国の機関投資家が、イラン等のテロ支援国家と事業を実施する者との間で取引や投資を行うことを規制する動きがあるものと認識しております。

このような動きによって、当社を含むMUFGグループ各社が、米国政府および年金基金をはじめとする機関投資家、あるいは規制の対象となる者を、顧客または投資家として獲得、維持できない結果となる可能性があります。加えて、社会的・政治的な状況に照らして、上記国家との関係が存在することによって、MUFGグループの評判が低下することも考えられます。上記状況は、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、米国は、平成22年7月に制定された「包括イラン制裁法」、平成23年12月に制定された「国防授權法」に加え、平成24年8月に制定された「イラン脅威削減・シリア人権法」において、イランとの取引に係る規制をさらに強化するとともに、平成25年2月以降、米国証券取引所に登録している企業（米国外企業を含みます。）に対して特定のイラン関連の取引の開示を義務付けています。日本においても、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、イランの核活動等に寄与し得る銀行等に対する資産凍結等の措置がとられており、MUFGグループでは、かかる規制に則った措置を講じております。しかし、かかる措置が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。

#### 17. 自己資本に関するリスク

##### (1) 自己資本比率規制および悪化要因

当社には、平成25年3月期より「バーゼルⅢ：より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（以下「バーゼルⅢ」といいます。）に基づく自己資本比率規制が適用されております。バーゼルⅢは、従前の自己資本比率規制（バーゼルⅡ）と比べ資本の質を重視するとともに、自己資本比率の最低水準の引き上げにより資本の水準を向上させ、また、自己資本比率が一定水準を下回った場合には配当等の社外流出が抑制される資本保全バッファーを導入することなどを内容とするものであり、平成25年3月期から段階的に適用されています。当社は、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率および単体自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められる国際統一基準が適用されます。

当社の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁から業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

また、当社および当社の一部銀行子会社には、米国を含む諸外国において、自己資本比率規制が適用されており、要求される水準を下回った場合には、現地当局から様々な命令を受けることになります。

当社の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・債務者および株式・債券の発行体の信用力の悪化に際して生じ得るポートフォリオの変動による信用リスク・アセットおよび期待損失の増加。
- ・不良債権の処分および債務者の信用力の悪化に際して生じ得る与信関係費用の増加。
- ・有価証券ポートフォリオの価値の低下。
- ・銀行の自己資本比率の基準および算定方法の変更。
- ・繰延税金資産計上額の減額。
- ・当社の調達している資本調達手段を同等の条件で借り換えまたは発行することの困難。
- ・為替レートの不利益な変動。
- ・本項記載のその他の不利益な展開。

#### (2) 規制動向

平成23年11月に金融安定理事会（FSB）は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループをグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）の対象先として公表しました。G-SIFIsに対しては、より高い資本水準が求められ、平成28年から段階的に適用される予定です。G-SIFIsに該当する金融機関のリストは毎年更新され、適用開始時の金融機関は、平成26年11月までに特定される予定です。

#### (3) 繰延税金資産

バーゼルの適用開始に伴い改正された上記の告示においては、繰延税金資産は普通株式等Tier1資本の基礎項目ならびに調整項目から計算される一定の基準額まで自己資本に算入することができます。この基準額を超過する場合には、その超過額が普通株式等Tier1資本に算入できなくなり、当社の自己資本比率が低下する恐れがあります。

現時点の本邦の会計基準では、ある一定の状況において、将来に実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上することが認められています。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定を含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。たとえ上記の告示により当社の自己資本に算入しうる繰延税金資産の額が影響を受けなくとも、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて、当社が繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断された場合、当社の繰延税金資産は減額されます。また、法改正により税率が変更となる場合、当社の繰延税金資産は減額される可能性があります。これらの結果、当社の財政状態および経営成績が悪影響を受けるとともに、自己資本比率の低下を招く恐れがあります。

#### (4) 資本調達

バーゼルの適用開始に伴い改正された上記の告示には、平成25年3月以前に調達した資本調達手段（適格旧資本調達手段）の資本算入に関する経過措置が設けられており、当該経過措置の範囲内で自己資本に算入することができます。これらの資本調達手段については、自己資本への算入可能期限到来に際し、借り換え等が必要となる可能性がありますが、改正後の上記の告示では、普通株式等による場合を除き、新たに調達する資本調達手段について自己資本への算入が認められる要件として、その調達を行った金融機関が実質的な破綻状態にあると認められる場合、元本削減または普通株式への転換が行われる旨の特約が定められていることが必要とされており、市場環境等の状況によっては、同等の条件で借り換えまたは発行することができない恐れがあります。かかる場合、当社の自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下することとなります。

### 18. 退職給付債務に係るリスク

当社の年金資産の時価・運用利回りが下落・低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務および年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

#### 19. 情報漏洩に係るリスク

近年、企業における顧客情報漏洩事件が頻発しております。当社は、銀行法や金融商品取引法等に基づき、顧客情報を適切に取り扱うことが求められております。また、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づき、当社も個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。このような状況下、不正なアクセスや紛失等により、顧客情報や当社機密情報が漏洩したり、その漏洩した情報が悪用されたりした場合、行政処分の対象となるほか、顧客の経済的・精神的損害に対する損害賠償等、直接的な損失が発生する可能性があります。加えて、かかる事件が報道され、当社のレピュテーション・リスクが顕在化し、顧客やマーケット等の信頼を失うなど事業環境が悪化することにより、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 20. 評判に関するリスク

当社の評判は、顧客、投資家、監督官庁、および社会との関係を維持する上で極めて重要です。当社の評判は、法令遵守違反、従業員の不正行為、潜在的な利益相反に対する不適切な処理、訴訟、システム障害、コントロールすることが困難または不可能な顧客や相手方の行動、ならびに顧客との取引における不適切な取引慣行および優越的地位の濫用等の様々な原因により損なわれる可能性があります。これらを避けることができず、または適切に対処することができなかった場合には、当社は、現在または将来の顧客および投資家を失うこととなり、当社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 21. 人材確保に係るリスク

当社は、有能な人材の確保・育成に努めていますが、必要な人材を確保・育成できない場合には、当社の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 第3【参考書類を縦覧に供している場所】

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店  
(東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第五部【特別情報】

該当事項なし